

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

116

条例

○警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)…

条例のあらまし

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第六〇号)

一 道路交通法施行令の一部を改正する政令 (令和元年政令第一〇八号) の施行に伴い、運転免許試験等に係る手数料の規定を設けるほか、手数料の額を改定します。

二 この条例は、令和元年二月一日から施行します。

条例

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月三十日

●東京都条例第六十号

東京都知事 小池 百合子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例 (平成十二年東京都条例第九十九号) の一部を次のように改正する。

別表第二の一の部の一の中

千九百円
千五百五十円

を

千九百円 (政令第三十三号の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証 (以下「免許証」という。) の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
千五百五十円

に

千九百円
千七百五十円

を

千九百円 (政令第三十三号の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
千七百五十円

に

千九百円
千九百円
千五百円

を

千九百円 (政令第三十三号の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
千九百円
千五百円

に

千九百円
千七百円
千九百円

を

千九百円 (政令第三十三号の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
千七百円
千九百円

に

改め、同部三の項中「運転免許証 (以下「免許証」という。)」を「免許証」に改め、「二千五百円」の下に「(政令第三十三号の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由の

ため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円」を加え、同部四の項中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同部十二の項中「道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)」を「政令」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

